

# 株式会社設立手続の流れ

1. 定款の作成（絶対的記載事項、相対的記載事項、変態設立事項、任意的記載事項）

2. 定款認証手続（電子定款認証手続で4万円省略可能）

- (1) 発起人から定款認証の代理の受任
- (2) 定款ファイルの作成
- (3) 公証人に電子定款認証を依頼し、ファックス等で作成した定款を送り内容確認。
- (4) 定款ファイルを pdf 変換、添付して送信
- (5) 公証役場で認証を受けた電子定款の受領、手数料の納付

3. 発起人による設立時発行株式等の同意（定款に記載されている場合は不要）

4. 出資の履行

5. 設立時役員等の選任

役員その他、本店所在地等の決定も発起人の過半数の一致により決定する

6. 設立時役員等による調査

- (1) 出資の履行が完了していること
- (2) その他会社の設立手続が法令・定款に違反していないこと
- (3) 現物出資財産につき、調査役の調査を要しない財産の定款の価額の相当性
- (4) 現筒出資財産につき、弁護士等の証明が相当であること

7. 登記申請

(1) 印鑑の提出

添付書面送付時に、印鑑届書に代表取締役印を押し、個人実印の印鑑証明書とともに送付

(2) 主な添付書面

ア.定款

イ.払い込みがあったことを証する書面

ウ.設立時取締役が代表取締役を選任した時は、それを証する書面

エ.設立時取締役等が就任承諾を証する書面

オ.取締役非設置会社の場合、

a.設立時取締役の就任承諾書の印鑑証明書

b.設立時監査役の住民票等の本人確認書類

カ.登記すべき事項につき、発起人全員または過半数の一致を証する書面

キ.変態設立事項がある場合、検査役又は設立時取締役等の調査報告書等

ク.現物出資がある場合、資本金の額が会社法及び会社計算規則に従って計上されたことを証する書面

ケ.登記委任状

8. 登録免許税

資本金の1000分の7。15万円に満たないときには15万円。